

## 加給年金について

組合員期間(民間会社等の厚生年金加入期間含む)が20年以上ある方で、65歳からの本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生したときに、その方によって生計を維持している(※1)次の加給年金対象者がいるときは、加給年金額が加算されます。(※2)

### 加給年金対象者

- 65歳未満の配偶者
- 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子
- 20歳未満で障害等級1級または2級の障害程度にある未婚の子

※1 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたり年額850万円(所得655.5万円)未満と認められる方等です。

※2 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、1つの老齢厚生年金にのみ加算されますが、加算される老齢厚生年金は次の優先順位により決まります。

- 1 加給年金額の加算開始時期が最も早い老齢厚生年金
- 2 加入期間が最も長い老齢厚生年金

### ◆申請方法について

共済組合等から書類を送付いたします。詳細につきましては、お送りいたします案内をご覧ください。  
加給年金対象者の方のご記入等がない場合、加算されませんので、ご注意ください。

### ◆加給年金額について(※令和元年度)

配偶者 …… 390,100円  
子 …… 2人目まで1人につき224,500円  
3人目から1人につき74,800円

### ◆支給について

加給年金額は受給権者が**65歳到達の翌月の分**から加算されます。

【例】 4月に65歳到達の場合は、5月分から加算されます。

- ➔ 6月支給分(4月分 5月分)は5月分のひと月分のみ加算となります。
- 8月支給分以降はふた月分加算されます。

### ◆加給年金額の支給停止について

加給年金額の対象となっている配偶者が、被保険者期間を合算して20年以上の老齢厚生年金・退職共済年金を受ける場合および障害共済年金等を受ける場合は、加給年金額の支給停止となります。

なお、配偶者の方が、雇用保険法による失業給付を受給したことに伴い、年金が全額停止された場合は、加給年金額の停止が解除となります。



◆加給年金額の失権について.....

加給年金対象者の方が次の事由に該当した場合失権となり、当該事由に該当した月の翌月から加算されないこととなります。

- 死亡したとき
- 年金受給権者によって生計維持されている状態ではなくなったとき
- 配偶者が65歳に到達したとき
- 子が養子縁組によって年金受給権者の配偶者以外の者の養子になったとき
- 養子縁組による子が離縁をしたとき
- 子が婚姻したとき
- 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき  
(障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある子の場合は20歳に到達したとき)
- 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子についてその事情がなくなったとき  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く)